

2016年10月24日

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

トライアングル少額短期保険株式会社
代表取締役 遠藤 尚樹

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

<生命保険型商品の場合>

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

(2) 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

<損害保険型商品の場合>

(1) 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて最長6ヶ月間、猶予いたします。

(2) 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を最長6ヶ月間まで延長いたします。

被害のご連絡先

トライアングル少額短期保険株式会社

経営管理部

電話番号 03-4530-4171 受付時間：午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始は除く)

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日

10月21日

災害救助法適用市町村

【鳥取県】

倉吉市（くらよしし）

東伯郡湯梨浜町（とうはくぐんゆりはまちょう）

東伯郡北栄町（とうはくぐんほくえいちょう）

備考

平成28年10月21日の鳥取県中部地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じており、継続的に救助を必要としている。

※災害救助法施行第1条第1項第4号適用